

軽油引取税

納める人

特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行った人

納める額

軽油1キロリットルにつき32,100円

- 特約業者・元売業者が、販売業者や消費者に軽油を引き渡したとき、代金といっしょに税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納めることになっています。
- 軽油に灯油や他のものを混ぜた製造軽油を販売したり、灯油や重油、製造軽油を自動車の燃料として使う場合、知事の承認が必要となります。このようなときも灯油や重油等に軽油引取税がかかりますので、申告と納税が必要です。

免 税

次のような用途に使用する場合で、所定の手続きをしたときは免税となります。

- 農業・林業用機械の動力源
- 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源
- 木材加工業用機械の動力源 など



産業廃棄物処分場税

産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、本県が独自に導入している法定外目的税です。

納める人

県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者

納める額

最終処分場に搬入する産業廃棄物1トンにつき1,000円

- 最終処分業者が、排出事業者又は中間処理業者から処分料金と一緒に税金を受け取り、4月末・7月末・10月末・1月末の年4回、県に申告し、納めることになっています。

課税されないもの

- 自らが排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分(自社処分)する場合は、課税されません。
- 事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物で知事が指定するものについては、課税免除されます。
(例)下水処理に伴い発生する汚泥など

森林環境保全税

森林の豊かな恵み(水源かん養、県土保全などの公益的機能)を次世代に引き継ぐため、県民共有の財産である森林を整備し、県民みんなで森林を守り育てる機運を高めることを目的とした税です。

納める人

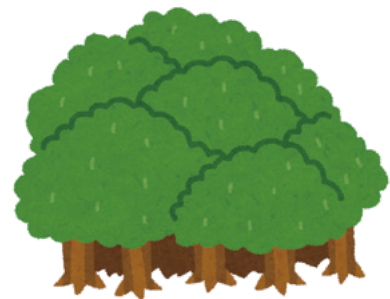
(個人) 毎年1月1日現在で県内に住所等がある個人
(法人) 県内に事務所、事業所、寮等がある法人

納める額

(個人) 年間500円(現行の個人県民税均等割額1,500円に上乗せ)
(法人) 現行の法人県民税均等割額の5%相当額(年間1,000円~40,000円)

税収の使いみち

- 緊急に公益的機能を保全する必要がある森林の整備
(事業例)人工林の強度間伐による広葉樹を導入する事業 など
- 県民が一体となって森林を守り育てる意識の醸成を図る事業
(事業例)企画公募による森林体験学習等の実施 など
- 保安林の保全・整備
(事業例)保安林の間伐、作業道整備などの支援
- 竹林の整備
(事業例)放置竹林の伐採・植栽、人工林へ侵入した竹の駆除などの支援
- 森林景観対策
(事業例)自然公園等の周辺の景観と森林の公益的機能維持向上のため、枯損木の伐採等を支援
- 再造林による森林再生
(事業例)二酸化炭素吸収能力の低下した高齢林の若返りと齢級構成の平等化を図るため、モザイク林造成のための再造林を支援



その他の県税として、鉾区税・ゴルフ場利用税・狩猟税があります。

※税目ごとの詳しい説明は、「これって、どんな税?!」をご覧ください。